# いまかね町政だより

編輯兼發行人　今金町役場　由國
今金町長　藤原勇
發行所　今金町役場
今金町助役兼編集人　小西恒
印刷所　今金印刷

## 追加豫算など原案通り可決

### 豫算額　八七、七五八、六三〇圓に

**第33回臨時議會**

第三十三回臨時町議會は、十一月十日午前十時今金町公民館に於て開催し、次の議案を可決いたしました。以下その概要をお知らせいたします。

一、昭和二十九年度今金町歳入歳出追加豫算（第三回）について

追加豫算額　八七、七五八、六三〇圓
既定豫算額　八三、〇六〇、六三〇圓
差引増　四、六九八、〇〇〇圓

◇歳入

◎公營企業及財産收入　五四、〇〇〇圓増
◎國庫支出金　一、一六〇、〇〇〇圓増
◎道支出金　五八〇、〇〇〇圓増
◎寄附金　一、三五八、〇〇〇圓増
◎雜收入　四四六、〇〇〇圓増
◎町債　一、一〇〇、〇〇〇圓増

◇歳出

歳入合計　八七、七五八、六三〇圓

◎警察消防費　二、四六〇、〇〇〇圓増
森田式ジープ消防ポンプ自動車一台購入費二百二十万圓　ラビットポンプ一機購入費二十六万圓
◎社會及勞働施設費　一、七六七、〇〇〇圓増
合風十五號による應急公營住宅五戸建築費百七十六万七千圓
ブロック建築一戸九坪（花石三戸、美利河二戸）
◎地方振興費　二五、〇〇〇圓増
各種行事に要した自動車借上料
◎諸支出金　四四六、〇〇〇圓増
應急假設住宅三戸建設費十五万圓
住宅應急修繕金　三万圓

歳出合計　八七、七五八、六三〇圓

二、立木賣拂處分について
本年度に於て次のように町有林を賣拂処分することに決定
○種川　濶葉樹三、五四八本　九、三〇九石
○御影　針葉樹一八九本　七四石　濶葉樹四、一六五本　一、五〇〇石
合計
針葉樹　一八九本　七四石
濶葉樹　七、七一三本　一〇、八〇九石

三、選擧管理委員並びに同補充員選擧について
任期滿了による今金町選擧管理委員及び同補充員を選擧の結果、次の人が當選した。
今金町選擧管理委員
吉村太郎
柳太一
小岩隆一
同補充員
小西恒藏
山崎清太郎
大藤順治

四、今金町固定資産評價審査委員會委員選任同意について
今金町固定資産評價審査委員會委員の藤澤銀助氏任期滿了したので、その後任者についてはかつたところ、滿場一致で同氏の再選任を決定

五、今金町公平委員會委員選任同意について
今金町公平委員會委員山崎清太郎氏任期滿了したので、その後任者についてはかつたところ、滿場一致で同氏の再選任を決定

以上で本會議を閉會、後應急失業對策工事施行等について協議いたしました。

## 公明選擧運動とは

政治は、私たちをより一層幸福にするために行われるのですが、何が私たちの幸福になるかは私たち自身が最もよく知つているはずです。

政治が私たちの幸福をほんとうに考えているかどうかをたえず注意していなければなりません。

公明選擧運動は、私たちの國民のみんながこのような氣持になり選擧の時は立派な人に投票して國の政治が正しい方向に向うことを期待する運動です。

みんなで作ろう明るい社會

◇共同募金運動◇

今年のり災者は皆様の援助を待つています

募金委員が参上の節は是非御協力願います

今金町共同募金委員會

# 十五号台風
# 災害對策着々進む
## 金融失業對策等强力に推進

今年は春以來氣候が全く不順で、例えば强風、低温か雨、病虫害等水稻農業にとつての悪條件が累積し、著しい減收を予想され、前年同樣の冷害かと危ぶまれていましたが、九月初旬から晴天候が回復して、或程度の收穫の希望も持たれるようになつた矢先に、九月二十六日夜半から本道一帶を襲つた台風十五号は特に當地方にその被害の度が甚しく水稻、畑作は勿論、一般施設物に甚大な被害を受け主なものだけでも

| | |
|---|---|
| 小学校 | 三二四千円 |
| 中学校 | 二三〃 |
| 高等学校 | 六〇〃 |
| その他 | 六〇〃 |
| 道路 | 六〇〇〃 |
| 橋 | 三五〇〃 |
| 公營住宅 | 三五〃 |
| 引揚住宅 | 一一八〃 |
| 家屋全壊 | 二三戸 |
| 〃半壊 | 一五〇〃 |
| 農作物の被害 | 六五、八三〇千円 |
| 林産物の被害 | 五、二〇〇千円 |

その他の被害　一、〇〇〇千円

にとり、遂に災害救助法が發動されるに到つたのであります。

早速町では災害對策の萬全を期するため、直ちに町議會に災害對策特別委員會を設置すると共に、更に全町の各機關を網羅した今金町災害對策協議會を設けて活動を開始いたしました。

先ず全委員による災害狀況の實地調査を行うと共に家屋の全壊・半壊者に對しては、取敢えず町より緊急見舞金を贈呈すると共に

第一に、住む家もない罹災者のために、

A　災害救助法による應急假設住宅二戸設置

B　災害救助法による罹災住宅の應急修理一四戸分補助金二十六万六千円

C　開拓者住宅復舊

全壊　六戸
半壊　五戸

D　住宅金融公庫による融資住宅の確保　五戸

E　公營住宅の新築　六戸

以上を確保

第二に、壊滅的な被害を受け、收入の途をたたれた農家の方々のため救農土木事業の實施であります

その概略は

1　國費、道費道路新設補修　四百二十万円
2　町道新設改良　千二百六十五万円
3　災害復舊工事指令前着工　百三十三万一千円
4　農道新設　六百七十二万五千円
5　暗きょ排水　三千七百六十八万円
6　かんがい溝新設改良　千四百十万円
7　幹線排水溝改良　千三百三十五万円
8　馬そり客土　三千二百九十万円
9　軌道客土　二千万円
10　温水溜池　千五百四十万円
11　區画整理　三百二十万円
12　開拓建設工事　五百四十七万円
13　林道開さく工事　千四百万円
14　應急失業救濟工事　百十一万九千円

合計　一億八千二百余万円に上るものを要請し、既にその一部は今月より實施されることになつています。

第三に、冷害、災害續きで打ちひしがれて危機に瀕している農家經濟を建て直すために、これからの營農資金と、農業施設の復舊のための金融上のいろいろの措置を、また商工業者の方々には、商工業關係經營維持資金の借入申請を行つて居ります

このように、いろいろと廣範圍にわたつて、國及び道に對して立法、財政、金融と行政上の措置を要請して總合的に、恒久對策をおし進めるように努力しています。

以上、極く簡單に、町がとつている主なる冷害對策をお知らせいたしました。

さい害發生後一ケ月余經さいされた方々が既に幾多の困難と闘い乍ら雄々しく立ち立つておられることを喜ばしく思いますと共に、町としても更に一層强く對策をおし進めてゆきますので、町民の皆さんの協力を切にお願いいたします。

# 公明選擧
## 生活に明日から響くこの一票
## 私達の手で出來る内閣

私たちは、法律によつて守られている。その法律を作る權利は、國會が持つている。衆議院と參議院の二つで成り立つている國會は、私たち全國民の代表者として、私たちが選擧した議員が作つているものだ――という、これだけの筋道をまずはつきりと心に入れましよう。

私たちがこの手で現實に一票を投じ、やがて衆議院が組織される時に、國會がまず行う仕事は、國會議員の中から内閣總理大臣を指名することです

そして衆議院と參議院の一致によつて定められる總理大臣を任命するのですが、大臣の半數以上は議員の中から選ばなければならないのです。

こうして出來あがる内閣に政治の責任が行くのです。

そして政治とはむずかしい一切の理屈を抜きにして手っ取り早くいえば、われわれの生活のありかたをきめる力です。その力は一番多數の議員を持つている政黨へ行くと考えるのがまず常識でなるほど「生活にあすから響くこの一票」にちがいありません。どの政黨か私たちの納得のいく政治をするか、選擧の時ばかりでなく、私たちは常に政治を見つめていなければなりません。

# 寒い冬を暖く
# 燃料は三分の一に
## 住宅を防寒改修しましよう

北海道にもいよいよ寒い冬がやつてきましたが、この寒い冬を温く過すために既存家屋を改善するには、どのような注意が必要でしようか、又その費用はどの位かかるでしようか、以下その要点を記しますと、

北海道の既存家屋の多くは、本州の家屋よりいちじるしく悪い上に、北海道の氣候をまつたく無視して建てられているのが多いのです。

したがつて、家屋をなをす場合、寒さを防ぐということがもつとも大切なことです。そのためには、家の中のすき間をなくし、床や壁を二重にしたりして寒さが入るのを防ぎ暖い部屋の空氣を外に逃さないようにするのが、寒さを防ぐもとになります。

そこで、次のような点に注意して、家の部分をなをすことが必要です。

1　基礎　基礎廻りに羽板を張り、盛土すること
2　床　二重床とし、畳床相決りに張り替えること。
3　壁　二重壁とし、壁噴に鋸くず類をつめこむこと。
4　天井　天井裏に鋸くず類をのせ、あるいは紙張りとすること。
5　建具　建具直しを行い四分一を打つこと。
6　窓　二重窓とする事。

このようにすると、部屋の中は、非常に暖くなります。

昭和二十七年度の試驗結果によつて、改修した家屋と、改修しない家屋を比べてみますと、改修した方が夜中の室内の温度は、約一〇度位暖くなつています。

燃料も今までの三分の一ですませることができます

この改修に必要な經費は坪當り約五、〇〇〇円です

この單價でも家屋全体を一度になおすと相當の金額になりますから、茶の間、台所等からだんだんに改修していくように心掛けるとよい思います。

# 歳末貯蓄特別期間

## 11月20日——12月31日

## お手もとの現金は ひとまず貯蓄へ

## 本氣で物とお金の節約を

今年も又歳末に近づき、皆さんも何かと、心せわしいことと思います。戰後ずっと高騰を續けて來た物價も、政府のデフレ政策によってどうやらお金の價値も出て來た現在、私達は何をおいても先ず貯蓄の途を眞劍に考えなければなりません。今年も、十一月二十日より十二月三十一日までを『歳末特別貯蓄推勧期間』として、特に次のことを重点に皆さんに呼びかけることになりました。

お互ひに苦しい生活の中ではありますが、その中からも明日への樂しい希望をえがいて、是非いろいろの目的のために貯蓄をされるようお奨めいたします。

一、今期は供米代金をはじめ、巨額の政府資金の支拂が見込まれ、また年末恒例の決濟資金の移動が増高するものと予測されるが、これらをいたずらに消費に向けることなく産業資金としての活用を圖るため、一段と貯蓄の實踐に努めなければなりません。

二、年末年始に當り、個人法人を問はず、すべて消費節約に徹し極力支出を抑制し國の經濟力の培養に努める必要があります

三、既に一般預貯金の現在額は、待望の四兆円の大台を突破したものと推定されます。

しかし、これも戰後上昇した物價指數で換算して戰前の預貯金殘高と比較するならば、未だその六割に過ぎない狀況です。

從つて、現在の生産、消費等の經濟規模からすれば、資本過少の解決には、なを、遠いものがあるで、益々貯蓄性預貯金の建實な伸展を圖る必要があります。

特に、農家の方には農家經濟の計画化、合理化を促進する意味においても、また冷害、風水害等のさい害に對処するためにもまとまった收入のあるこの時期に供米代金等の長期貯蓄化を實踐して、農家經濟の万全を期するようにしたいものです。

又個人についても生活の刷新、企業については經營の合理化によって歳末浮動資金を極力貯蓄して下さい

## 寄生虫豫防期間

### みんな揃って虫下しを！

只今丁度寄生虫の予防期間となって居ります。

今は、〝天高く馬肥ゆる〟の秋ですが、私共のお腹の中には春以來食物等と共に入った寄生虫の卵がすでに大人の虫になっていて榮養分を吸いとったり害を與えたり、私共が太らぬように、病氣になるようにといろいろ邪魔をしていますので、特にこの週間を設け、皆さんの關心と協力により寄生虫のいない明るい健康な世の中を作るのが、その目的なのです。

次にすこし寄生虫のことを述べます。

統計からみるとみなさんの半分以上は、体の中に寄生虫をもち、大たり少なりの被害をうけていますが、その著しいものに回虫の被害があります。

回虫とは「白いみみずのような虫」と云えば、まず知らない人がないほどありふれた寄生虫ですが、人のチョウの中にいて、あちらこちらと移動することにより器械的障害として、盲チョウ炎、膵管炎、カン厥ノウヨウ、チョウ閉塞或はイけいれん等を起したり、また、回虫の体から出る有害な物質によっても中毒症狀として食慾不振、胸やけ異味症、便秘、また子供では夜泣、失神、けいれん、發熱等を起します。

このように恐しい害を與える寄生虫は私共のお腹の中でふえると考えている人がよくありますが、それはチョウの中に住んでいる親虫の產んだ卵が大便と一緒に外に出、畑等で適當な溫度溫度のもとで發育して、中が子虫となった卵が人の口に入ると感染し、小チョウ壁から血管→肝臟→心臟→肺→氣管支→喉頭→食道→胃→十二指チョウと体内各部を經て約二ケ月位で成虫になり產卵をするようになります。從つて回虫は糞尿の中、畑の土やそのじん埃又、野菜等に多數混ざ、それが私達の口に運ばれてふえるのです。これを予防するには

一、大便の中に出た卵を殺してから肥料として使用すること

二、野菜や手の指についた卵を口に入れないようよく洗ってから食事にすること

三、くさ虫藥を飲んで親虫を下し卵の出る源をなくすることが大切です。

その他に十二指チョウ虫やさなだ蟲等多くの寄生蟲がいますのでさらに進へた豫防法について特にこの週間中に醫師や保健所の指導を受けて寄生蟲を行い寄生蟲病のない明るい健康な社會を作りたいものです。

## ◇税金のお話し◇

## 不動産取得税について

### 取得の時は30日以内に届出を

このたび北海道税條例の一部が改正されて不動産取得税が設けられましたから不動産を取得した場合には進んで申告をいたしましょう

不動産取得税はあらましこのとをりですが減免の途等もありますから詳細については町役場、税務出張所の係員から聞いて下さい。

一　土地及び家屋を取得したときには三十日以内に不動産取得申告書を町役場に提出して下さい。

申告用紙は町役場にあります。

二　公益法人については不動産の用途によって非課税とされています。

この場合証明する書類を添附して下さい。

三　相續や會社の合併等による所有權の移轉は課税されません。

四　課税標準は固定資産課税台帳に固定資産の價格の登録がなされているものはその價格とし新築增築の場合は知事が價格を決定しその價格を課税標準とします

五　税率は百分の三です。

六　家屋を新築（增改築を含む）した場合には一戸について百万円を價格から除され、またその他住宅金融公庫等から資金を貸りて家屋（住たく以外のものも含む）を建築した場合も控除がありますから係員から聞いて下さい。

七　土地を取得してから一年以内にその土地に家屋を新築した場合には税額から一万八千円（六十万円に税率を乘じて得た額）が減額されます。

八　天さいその他のさい害により滅失した家屋の所有者が復興のため同じ市町村内に二年以内に工事に着手した場合の家屋の取得に對してはさい害を受けた家屋の價格の限度まで課税されません。この場合には取得の日より三十日以内に申請書を知事に提出しなければなりません。

×××××××××××

牧入の一割は必ず貯蓄致しませう

# 一年一回の登録
## 年二回の注射を
## 狂犬病を撲滅しよう

狂犬病は、かかつたら犬も猫も、そして人も助からないと云う恐しい病氣です。

みなさんの家で飼つている犬は、狂犬病豫防法によつて年に一度の登録と、春秋二回の狂犬病豫防注射を受けなければなりません。

登録されない犬や、狂犬病予防注射のされていない犬が居つていると恐ろしい狂犬病の發生のもとになります。

現在北海道には狂犬病が出ていませんが、わざわいは忘れた頃にやつてくると云われます通り、何時本州から入つてくるかわかりません。

北海道を恐ろしい狂犬病から守るため登録のしていない犬や、狂犬病予防注射を受けていない犬をなくしてゆきたいものです。

只今保健所では、此等鑑札の無い犬や注射濟票の無い犬を捕えていますので、未だ鑑札を受けていない犬がありましたら早く受けて下さい。

そして、皆さんの可愛い犬も愛い人命も狂犬病から守つてゆきましよう。

# 山手線など
## 失業對策工事を行います

町では、今次災害についての應急失業對策事業として、次の箇所の工事を施行することになりました。

◎街路新設事業
山手線　今金梅本宅裏より公民館を經て、登記所に到る線
着工期日は、十一月の二十日頃の予定で、完成は今年一杯の見透しです。
なお、これに要する失業者吸收人員は二、〇七二人を豫定して居ります。

◎排水溝新設事業
大和町より、敬願寺前通りを經て、御影地内御國橋に到る箇所
着工は明年一月一日の豫定で、三月三十一日までに完成の豫定です。
なおこれに要する失業者吸收人員は四、一二七人を豫定して居ります。

## たばこ消費税

皆様の懷中を直接いためずに年に二百万圓以上の收入が生まれて、學校や道路がよくなりますなぜでしよう！
それは煙草を鄕土今金町で買うことです

十一月及び十二月は町税完納强調の月です

町税は完納されましたか未納の方は今すぐ納入して下さい

本年は異常氣象のため作柄も惡くことに十五号台風に依る被害等非常に憂慮されますが町としてもなさなければならない仕事がたくさんあり橋も道路も學校もすべて税金がもとです

税金なしでは町財政の圓滑な運營が出來ません

昭和二十九年度の町税を全部納付された方は記念品を差上げることになつておりますので今すぐ完納いたしましよう

# 11月20日 ― 12月20日
# 町税完納强調月間

税金は町發展の原動力です

特に29年度町税完納の方には
洩れなく記念品を差上げます

未納の方は是非この期間に完納致しましよう

今金町役場